

地域密着型編

【選択】

～こちらをご覧くださいたく対象サービス～

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能居宅介護

地域密着型編 次第

1. 令和8年度指導方針

2. 主な指摘事項

3. 質問の多い項目

4. 集団指導受講報告書の作成

1.令和8年度指導方針

利用者の意思・人格を尊重した利用者の立場に立ったサービス提供と、適切な事業運営の確保及びサービスの質の向上を目的として、事業の運営及び介護報酬の請求が適正かつ健全に行われているかを判断し、法令に反する不適正・不健全な運営については是正を行います。

●運営指導の実施頻度の目安

認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、
看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

→**6年に1回**

認知症対応型共同生活介護

→**3年に1回**

※ 運営指導に当たっては、あらかじめ日時等を文書により介護サービス事業所へ通知しますが、事前通知により当該事業所の状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知することがあります。

1.令和8年度指導方針

～重点指導項目～

- 身体拘束の原則禁止と適正化
- 勤務体制の確保
- 業務継続計画の策定
- 感染症の予防及びまん延防止
- 地域との連携等
- 事故の防止及び発生時の対応
- 高齢者虐待の防止
- 各種加算の算定要件

2. 主な指摘事項

- 【GH】ユニットごとに介護従業者を固定配置できていない。

基準第103条第2項

・・・利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

解釈通知第3-5-4 (9) ②

・・・利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮すべきこととしたものであること。

 **ユニットごとに従業者を固定配置する前提でシフトを組む等、従業者のユニット固定に努めてください。**

2. 主な指摘事項

例) 事業所名: △△グループホーム、赤、青の2ユニット

【望ましい形】

赤ユニット

A介護職員
B介護職員
C介護職員
D介護職員
E介護職員

青ユニット

F介護職員
G介護職員
H介護職員
I介護職員
J介護職員

【望ましくない形】

赤ユニット、青ユニット

A介護職員	F介護職員
B介護職員	G介護職員
C介護職員	H介護職員
D介護職員	I介護職員
E介護職員	J介護職員

○ ユニットごとに担当者が固定されている

・ シフトがユニットごとに作成されている



✕ ユニットごとに担当者が固定されていない

・ 全従業員が両方のユニットで勤務するシフトとなっている

2.主な指摘事項

- 【共通】 「身体拘束適正化のための指針」及び「虐待の防止のための指針」の項目に不足がある。

<抜けていることが多い項目>

- ・ 身体拘束適正化のための指針
→ **利用者（入居者）等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**
- ・ 虐待の防止のための指針
→ **成年後見制度の利用支援に関する事項
利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**

必要な項目が全て記載されているか、
セルフチェックをお願いします

※注意※

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は、業務継続計画未策定減算、高齢者虐待防止措置未実施減算に加え、必要な基準を満たさない場合は、**「身体拘束廃止未実施減算」**の対象となります。

- ① 身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていない。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**3月に1回以上**開催していない。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ④ 身体的拘束等の適正化のための研修を**年2回以上**実施していない。

上記の要件に1つでも該当する場合は、所定単位数の100分の1（認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）については100分の10）に相当する単位数を所定単位数から**減算**となります

2.主な指摘事項

○【共通】研修や訓練回数を誤認している。

身体拘束適正化	年2回以上 (定期巡回、認デイは規定なし)
業務継続計画の策定等	年1回以上 (研修及び訓練) ※GHは年2回以上
衛生管理等	年1回以上 (研修及び訓練) ※GHは年2回以上
虐待の防止	年1回以上 ※GHは年2回以上

認知症対応型共同生活介護は**全て年2回以上**となりますのでご注意ください。

2.主な指摘事項

○【共通】 運営推進会議の会議録の内容が不足している、議事録を公表していない。

＜会議録への記載が必要な事項＞

- ・ 運営推進会議への報告
- ・ 運営推進会議からの評価、要望、助言等

上記を記載した会議録を

- 事業所内掲示やファイリングの設置
- 事業所や法人ホームページへの掲載 等

により公表してください

※公表時個人名についてはイニシャル表記にする等
個人情報保護に注意してください。

2. 主な指摘事項 (サービス提供体制強化加算①)

○サービス提供体制強化加算について、人材要件を満たしていることが確認できない（根拠資料の提示がない）、算出方法が誤っている

➔ **職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いてください。**

【算出例】：GH) サービス提供体制強化加算（I）
（介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上）

- ① その月の常勤が勤務すべき時間をもとに、介護職員を常勤換算した人数を算出。
- ② ①のうち介護福祉士のみを常勤換算した人数を算出。
- ③ 前年の4月から当年の2月において毎月①②を行い、11か月分の①②をそれぞれ足し合わせて11で除し、①②の平均（①②）を算出。
- ④ ②÷①を行い、前年度の介護福祉士の割合を算出。

※あくまで参考ですので、前年度平均を正しく算出できれば計算方法は問いません

2. 主な指摘事項 (サービス提供体制強化加算②)

【参考】 具体例

- ・ R6.4～R7.2までの実績で算出する場合
- ・ 4月に常勤が勤務すべき時間を168時間とする
- ・ 介護職員A～Eのうち、B、C、Dは介護福祉士とする
- ・ 4月の勤務実績はそれぞれA：100H、B：168H、C：168H、D：150H、E：80Hとする。

- ①常勤換算すると、A～E全員で3.9人
- ②常勤換算すると、B、C、Dで2.8人
- ③R6.5からR7.2についても同様に介護職員を常勤換算した人数と介護福祉士を常勤換算した人数を算出し、算出された11か月分の常勤換算した人数をそれぞれ足し合わせて11で除した結果の①②が①②と同じ数値であったとする。
- ④ $2.8 \div 3.9 = 0.717\dots$ となり、前年度平均は約71%となる。

次のスライドの表も必要に応じて参考にしてください

2. 主な指摘事項 (サービス提供体制強化加算③)

【参考】サービス提供体制強化加算 計算シート

【人材要件】		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (A)	1月当たりの平均 (A)÷11
①	介護職員の総数 (常勤換算した人数)														
②	①のうち介護福祉士の数 (常勤換算した人数)														
④		= $\frac{\text{②}}{\text{①}} \times 100$ = <input type="text"/> %													

3月の欄は前3月の実績で算出する事業所（前年度の実績が6月に満たない事業所）のみ使用。

前3月の実績で算出する場合は(A)÷3

小数点第2位以下切り捨て

2. 主な指摘事項 (サービス提供体制強化加算④)

【職員の割合の記録】

前年度の実績が6月に満たない事業所においては、届出日の属する月の前3月の平均割合を用いて届出が可能であるが、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。
なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。

割合について毎月の記録を残しておらず、継続的に所定の割合を満たしているか確認できない事例が見受けられました。

3.質問の多い項目

Q.運営推進会議において1年に1回以上の評価を受ける場合、評価項目は定められているか。

A.対象となっている定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護それぞれに厚生労働省から参考様式が示されています。次をご参照ください。

3.質問の多い項目

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

老振発0327第4号、老老発0327第1号、平成27年3月27日
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第100条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施について

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000080903.pdf>

- ・ 認知症対応型共同生活介護

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）（抄）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755010.pdf> （通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755875.docx> （別紙2-2）

※様式に変更はありませんが、通知につきましては内容が一部改正されておりますので、別途ご確認ください。

3.質問の多い項目

Q.総合マネジメント体制強化加算の算定要件である、「日常的に利用者との関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している」とは具体的にどのようなことを指すのか。

A. 事業所内外から、事業所の利用相談にかかわらず、高齢者の介護や介護保険の制度について相談に応じる体制があることを、例えば事業所や法人のホームページに掲載する、事業所前に看板やのぼりを設置する等の方法が考えられます。

集団指導

受講報告書の作成

施設・事業所の管理者ごとの提出が必要です

ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、
期限までに提出してください

掲載場所

堺市役所 ホームページ

検索 

堺市トップページ ▶ 健康・福祉 ▶ 福祉・介護 ▶
高齢者福祉 ▶ 事業者向け情報 ▶ 介護事業 ▶ 令和
8年度介護保険施設・事業所等集団指導の実施について



これからも事業の健全かつ円滑な運営をよろしくお願い致します。